

接続料規則等の一部改正について

I 改正の背景

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）では、他の事業者の事業展開上不可欠な設備（加入者回線等）を「第一種指定電気通信設備」として総務大臣が指定し、当該設備との接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性を確保するため、接続約款を総務大臣の認可制にする等の規律を課している。

接続約款の認可の要件として、「機能」ごとの接続料、標準的な接続箇所における技術的条件等が適正・明確に定められていることを同法で規定しており、その「機能」は、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）において規定（アンバンドル機能。現在は 40 機能）されている。

アンバンドル機能のうち、①手動交換機能、②基地局設備用端末回線伝送機能、③呼関連データベース機能については、

- ・ NTT東西、接続事業者とも、既にこれらの機能を利用したサービスの提供を終了し、サービス利用者がいないこと
- ・ NTT東西が、直近まで利用していた接続事業者を確認したところ、今後もこれらの機能を利用する予定がないこと

から、

- ・ 各機能を削除
- ・ 各機能を提供するための設備は、現状、他の接続事業者の設備と接続することが、利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできないものとはいえないため、第一種指定電気通信設備から除外

することが適当と考えるため、以下の関係省令等の改正を行うものである。

<改正する省令等>

- ・ 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91 号）
- ・ 接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）
- ・ 接続料規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 14 号）
- ・ 平成 13 年総務省告示第 243 号（電気通信事業法第 33 条第 1 項の規定に基づく指定に関する件）

Ⅱ 改正の概要

1 手動交換に係る設備、機能について

(1) 指定設備からの除外

(平成 13 年総務省告示第 243 号第 9 項)

手動交換に係る設備を指定設備から除外するもの。

(2) アンバンドル機能の削除

(接続料規則第 4 条の表 2 の項、4 の項、5 の項、7 の項及び 11 の項並びに別表第 1 の 1)

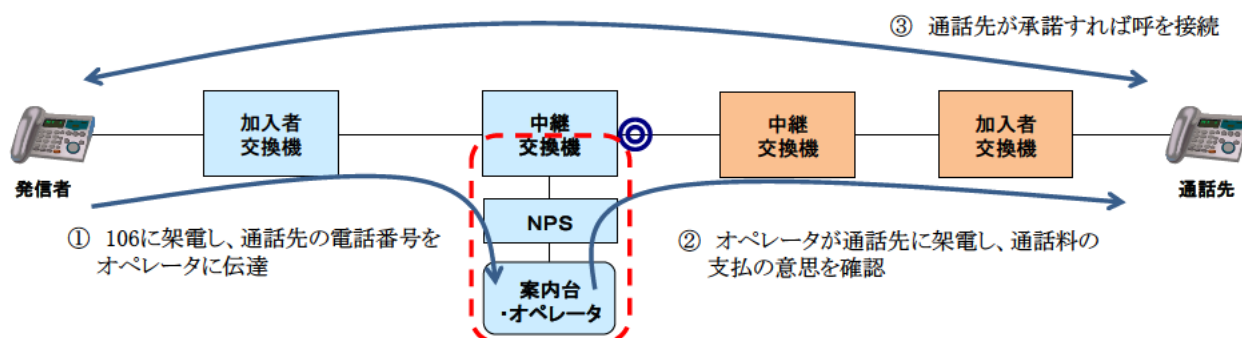
手動交換機能の廃止及びこれに伴う他の機能における手動交換に関する規定を削除するもの。

(3) 接続会計財務諸表からの削除

(第一種指定電気通信設備接続会計規則別表第 1 及び別表第 2)

手動交換に係る項を勘定科目表、固定資産帰属明細表及び設備区分別費用明細表から削除するもの。

〈手動交換機能のイメージ〉(手動コレクトサービスの場合)



2 基地局設備用端末回線伝送に係る設備、機能について

(1) 指定設備からの除外

(平成 13 年総務省告示第 243 号第 7 項)

基地局設備用端末回線伝送に係る設備を指定設備から除外するもの。

(2) アンバンドル機能の削除

(接続料規則第 4 条の表 1 の項、第 5 条、別表第 2 の 1、別表第 2 の 2、別表第 6、別表第 7 及び別表第 8 並びに接続料規則の一部を改正する省令第 11 項から第 14 項まで)
基地局設備用端末回線伝送機能に関する規定を削除するもの。

3 呼関連データベースに係る設備、機能について

(1) 指定設備からの除外

(平成 13 年総務省告示第 243 号第 6 項及び第 7 項)

呼関連データベースに係る設備を指定設備から除外するもの。

(2) アンバンドル機能の削除

(接続料規則第4条の表9の項)

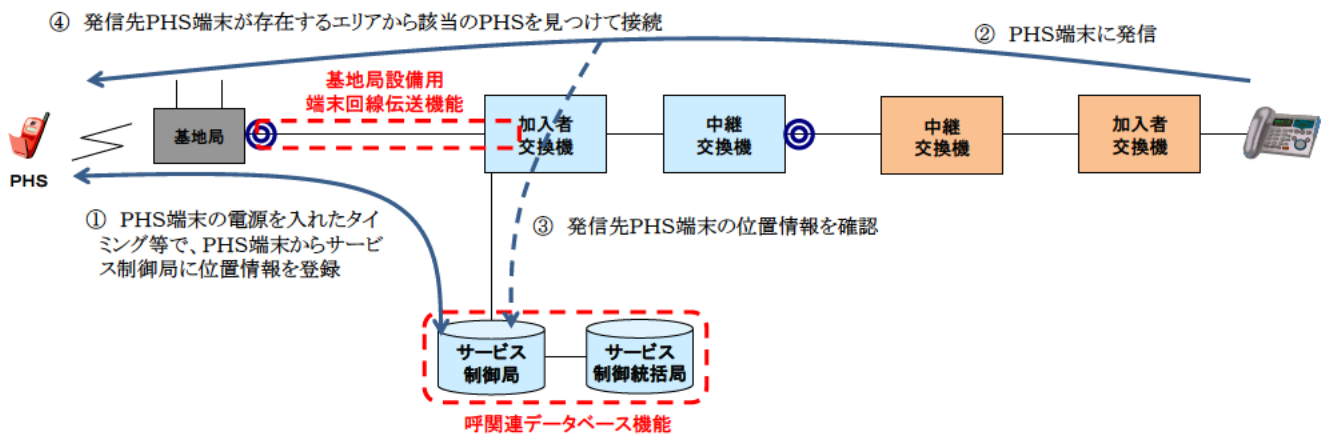
呼関連データベース機能に関する規定を削除するもの。

(3) 接続会計財務諸表からの削除

(第一種指定電気通信設備接続会計規則別表第1及び別表第2)

呼関連データベースに係る項を勘定科目表、固定資産帰属明細表及び設備区分別費用明細表から削除するもの。

〈基地局設備用端末回線伝送機能、呼関連データベース機能のイメージ〉



Ⅲ 施行日

公布の日から施行